

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。  
後藤昭信、佐藤三重、宗像さと、木村孝志



▲113カラオケ会が震災復興チャリティーコンサートで募った寄付金を寄付

児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

児童手当・特例給付を受給している方は、毎年6月に「現況届」で更新手続きが必要です。これは、手当を受給している方の養育状況などの状況で、引き続き手当を受給できるかどうかを決める大切なものです。該当の方には6月に現況届を郵送しています。未提出の方は速やかに提出してください。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

市道に面している私道の工事費の一部を助成します

用地の所有権の問題や道路の形態などの理由で市道に移管することができず、これまで舗装や側溝の整備・改修が行われなかった私道の整備工事費の一部を助成します。

●要件 ①新たな私道の舗装、排水側溝の設置・改修、過去10年に助成制度を利用したが、地震、豪雨などの災害で被災した箇所の修繕工事、②幅4m以上、延長35m以上で、私道的一端が市道に面し、5世帯以上が居住し、うち3世帯以上が持ち家であることなど

●助成額 整備に必要な経費の50%  
☎建設課 ☎22-1326

介護保険負担限度額認定には申請が必要です

介護保険施設入所者や短期入所生活介護(ショートステイ)を利用されている方で、介護保険負担限度額認定を受けている方は、6月30日が認定期間満了日です。引き続き認定が必要な方は申請が必要です。早めの申請をお願いします。  
※申請した月の1日にさかのぼって認定されます。

利用者負担段階	対象となる方
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
第2段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が、80万円以下の人
第3段階	・本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

☎長寿課 ☎22-1361

介護サービスを利用した方に「介護給付費のお知らせ」を送付します

このお知らせは、利用したサービス内容や費用、利用者負担額などを記載しています。サービス利用票や領収書と照らし合わせ、確認をお願いします。

※費用の請求や通知ではありません。

発送月	サービス提供月
7月下旬	平成24年12月～平成25年3月分
11月下旬	平成25年4月～平成25年7月分
平成26年3月下旬	平成25年8月～平成25年11月分

☎長寿課 ☎22-1361

外国人住民の方への住基ネット運用が開始されます

7月8日から、外国人住民(短期滞在者を除く)の方への住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されます。これに伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、本人に住民票コード通知票を送付します。通知票は大切に保管してください。

☎市民課 ☎22-1312

平成24年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度の実施状況		件数
開示		6件
部分開示		4件
非開示		0件
その他(※)		2件
不服申し立て		0件
情報の提供		299件

※その他：存否応答拒否、不存在、取り下げ

個人情報保護制度の実施状況		件数
個人情報取り扱い業務		367件
開示等請求		0件

☎総務課 ☎22-1331

平成25年度国民年金保険料免除申請受付を開始します

保険料の免除や猶予を受けず未納の状態、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。未納のままにせず、ご相談ください。

■平成25年度免除申請

●対象期間 平成25年7月から平成26年6月分

●受付期間 7月1日(月)～

※平成24年度(平成24年7月から平成25年6月分)の受付は7月31日(水)で終了します。

●免除の種類 全額、一部(4分の3、半額、4分の1)、若年者納付猶予(30歳未満の方)

●申請に必要な物 ①年金手帳、②印鑑、③平成24年3月31日以降に離職した方は「雇用保険受給資格者証」などの証明書、④平成25年1月1日時点の住民票が本市以外の方は、その市区町村からの「平成25年度所得証明書(免除申請用)」  
※③④は配偶者と世帯主の分も必要。  
☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113  
市民課 ☎22-1312

毎月3日曜日は「家庭の日」  
家族みんなで過ごしましょう  
今月は7月21日

国民健康保険(国保)税納税通知書・後期高齢者医療保険料・介護保険料決定通知書を送付します

●申請・問い合わせ先 税務課 ☎22-1313

■国民健康保険税(7月中旬発送)

●平成25年度の税率など  
平成25年度の税率や課税限度額に変更はありません。

●納税義務者  
納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険などの加入者、または75歳になり後期高齢者医療制度に加入となっても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに納税通知書が届きます。

●特別徴収と普通徴収  
65歳以上74歳未満の加入者で構成されている世帯の国保税は、世帯主の年金から天引き(特別徴収)となる場合があります(納付書や口座振替での納め方は普通徴収)。

年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わることがあります。納税通知書の2ページ目で納付方法をご確認ください。納付状況などで特別徴収から普通徴収に変更できます。  
●年度の途中で世帯主が75歳となる世帯の保険税の納付方法

平成24年度の保険税が年金天引き(特別徴収)となっていた世帯で、平成25年度中に世帯主が後期高齢者医療制度に加入となった場合、平成25年度の保険税は、世帯主の年金から天引き(特別徴収)が行われません。普通徴収(納付書や口座振替)となりますのでご注意ください。

●軽減制度  
世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減される制度があります。申請は不要ですが、対象者の中に1人でも所得の申告をしていない方がいると、軽減が受けられない場合があります。

所得による軽減のほか、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、経過措置が適用されます。※社会保険の被保険者本人だった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合は申請が必要です。

●非自発的失業者軽減制度  
倒産や解雇などによる離職者は、軽減制度が適用されます。雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)や特定理由離職者(雇止めなどによる離職)で、離職日時点で65歳未満の方が対象です。

軽減は、離職の翌日から翌年度末までの期間で、前年の給与所得を100分の30として保険税を算定します。申請には、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

■後期高齢者医療保険料(7月中旬発送)

●平成25年度の保険料額  
・均等割額 40,920円  
・所得割額 所得×8.30%  
※限度額 55万円

●軽減制度  
世帯主と加入者の前年中の所得に応じて保険料が軽減される制度があります。また、社会保険(建設国保などは除く)の被扶養者だった方も軽減が適用され、あらかじめ軽減された保険料で通知書が送付されます。

●納付方法  
保険料の納め方は、国保税と同様に特別徴収と普通徴収があります。納め方は個人ごとに異なりますので、通知書の3ページ目でご確認ください。年金天引きとなっている方でも、申し出により口座振替に変更できます。申請する場合は、通帳と金融機

関への届け出印をお持ちください。

■介護保険料(7月初旬発送)  
介護保険料額決定通知書を、はがきまたは封書で発送します。

●平成25年度の保険料額  
・第1段階 26,400円  
・第2段階 26,400円  
・第3段階 39,600円  
・特例第4段階 47,500円  
・第4段階 52,800円(基準額)  
・第5段階 66,000円  
・第6段階 79,200円

※特別徴収の方のうち、本年度の保険料額が決定したことにより10月以降分の天引き額を均等にするために、8月天引き分を変更し調整している場合があります。

東日本大震災による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

「東京電力福島第一原発事故に伴う国による避難指示等の対象地域に住んでいた方」のみ、減免期間が延長されました。

■平成25年度保険税(料)の全額が減免となります。

平成24年度までに減免を受けられていた方は、引き続き減免が受けられますので、申請の必要はありません(納付書等は送付されません)。

平成25年4月1日以降に新たに被保険者となり、「原発事故による避難」をされている方は、あらたに減免申請書などの提出が必要となります。

●申請に必要なもの ①被災証明書など(原発事故による避難であることがわかるもの)、②印鑑

東日本大震災フリーダイヤル相談

法務局では、被災者の方から不動産・会社などの登記に関する相談を受けします。気軽にご相談ください。

●受付時間 平日8:30～17:15  
☎仙台法務局民事行政部総務課 ☎0120-227-746

復興のため次の方々からご寄付をいただきました。紙上よりお礼申し上げます。

※記載漏れやお名前に間違いがありました場合はご了承ください(敬称略)。  
113カラオケ会、山田乳業(株)、山口則彦、小宮優美子、長谷紀子、第9回手づくりの市実行委員会、財団法人自治総合センター、特定非営利法人小十郎まちづくりネットワーク、タケダジュニイチ、タチバナアズサ、白石旧車会(平成25年5月1日から31日まで)  
※震災後からの合計708件・105,034,386円